

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 10 日

高齢者施設等への集中的検査計画を策定している { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への
積極的な受検の働きかけ等について（要請）

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしてきました。一方で、2月から3月までに行われた集中的検査実施計画においては、計画の対象としていた高齢者施設等であっても集中的検査を受けられない施設が相当程度ありました。4月以降の高齢者施設等の集中的検査については、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の集中的検査実施計画の策定及び実施をお願いしておりますが、実際に集中的検査を受けていただくことが重要です。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。これを踏まえ、4月以降の集中的検査実施計画の実施に当たっては、対象となる高齢者施設等に対して、下記の事例も参考に、集中的検査の受検について積極的に働きかけを行っていただき、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう一層の取組をお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置として、できる限り週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の検査を実施することとし、集中的検査実施計画の見直し等を実施していただいておりますが、地域の感染状況（人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数10人程度を超える保健所設置市（都道府県にあっては保健所管轄区域））に応じて、当該区域に指定される可能性も考慮し、頻回検査を速やかに実施できるよう体制の整備等必要な準備をあらかじめ行っていただくようお願いいたします。

緊急事態措置区域等を含めた集中的検査実施計画の策定・実施状況等については、以下の厚生労働省のホームページをご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_3

記

1. 集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ

集中的検査実施計画を策定している都道府県等については、集中的検査の趣旨やこれまでに集中的検査を実施した都道府県等から、新型コロナウイルスへの感染を早期に発見でき、集団感染の防止等迅速な対策に繋がられたといった評価があること等を踏まえ、以下の事例も参考に、同計画の対象となっている高齢者施設等の受検率をできる限り高めるよう、高齢者施設等の担当部局とも連携の上、積極的な働きかけを行ってください。

①対象施設に対する丁寧な呼びかけ等の実施

高齢者施設等を担当する部局と連携して、個別施設への電話連絡や施設団体等を通じた呼びかけを徹底するとともに、集中的検査を受けたことがない施設に対して、趣旨や留意点等を示し、受検を促す。（「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））

②集中的検査の実施状況の都道府県等における公表

高齢者施設等の利用者や従事者が安心して利用・従事できるようにする観点から、集中的検査の実施状況や、高齢者施設等の同意を得て、受検した高齢者施設等の名称・所在地・施設種別等を都道府県等のホームページ等で公表する。

③電子申請等の活用

高齢者施設等の申込み等の事務負担を少なくする観点から、高齢者施設等の集中的検査専用の申込みフォームや専用のホームページ等により、計画の対象施設が簡便に申込みできる方法を準備する。

④外部委託の活用

都道府県等（保健所含む）の事務負担を増加させず、対象施設に丁寧に呼びかけを行う観点から、検査機関とは異なる民間企業に集中的検査の周知、検査機関との調整、申込みを行っていない施設への働きかけ等の一連の集中的検査業務を委託する。

⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請

高齢者施設等を含む事業所に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、集中的検査を受けることを要請する。

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

⑥施設種別毎の実施状況を踏まえた対策

対象となる高齢者施設等のうち、施設種別によって受検率に差異があるとの都道府県等からの報告があることを踏まえ、施設種別毎の検査実施状況を把握し、施設種別毎の状況に応じた対策を行う。

2. 高齢者施設等の施設種別毎の実施状況の把握

施設種別毎の集中的検査の実施状況に差異があることを踏まえ、実施状況を適切に把握し、的確な対応に繋げるため、各月末の施設種別毎の検査の受検状況を別紙により、翌月の10日まで（4月末分は5月14日まで）に厚生労働省に報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分の実績のとりまとめをお願いします。なお、受検状況については、集中的検査を受けた高齢者施設等の実数を報告してください。

以上

集中的検査実施計画の対象施設（高齢者施設）毎の実施状況
計画策定自治体名

令和 3 年 月

		計画対象施設 数	○月末の申込 施設数	申込率	○月末の検査 実施施設数	実施率
1	介護老人福祉施設			#DIV/0!		#DIV/0!
2	介護老人保健施設			#DIV/0!		#DIV/0!
3	介護療養型医療施設			#DIV/0!		#DIV/0!
4	介護医療院			#DIV/0!		#DIV/0!
5	認知症対応型共同生 活介護			#DIV/0!		#DIV/0!
6	養護老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
7	軽費老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
8	有料老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
9	サービス付き高齢者 向け住宅			#DIV/0!		#DIV/0!
10	短期入所生活介護			#DIV/0!		#DIV/0!
11	小規模多機能型居宅 介護・看護小規模多 機能型居宅介護			#DIV/0!		#DIV/0!
12	通所系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
13	訪問系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
14	その他			#DIV/0!		#DIV/0!
15	合計	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!

（注 1）施設数は全て実数のみ記入してください。（延べ数の記載は必要ありません。）

（注 2）計画対象施設数の合計は、集中的検査計画の対象施設数と一致させてください。

（注 3）合計・申込率・実施率は自動計算のため、記入は不要です。

（注 4）月末の状況を翌月 10 日（4 月分は 5 月 14 日）までに提出してください。

（注 5）「介護老人福祉施設」には地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

集中的検査実施計画の対象施設（障害福祉関係）毎の実施状況
計画策定自治体名

令和 3 年 月

		計画対象施設 数	○月末の申込 施設数	申込率	○月末の検査 実施施設数	実施率
1	障害者支援施設			#DIV/0!		#DIV/0!
2	共同生活援助			#DIV/0!		#DIV/0!
3	重度障害者等包括支 援（共同生活援助を提供 する場合に限る）			#DIV/0!		#DIV/0!
4	福祉ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
5	障害児入所施設			#DIV/0!		#DIV/0!
6	短期入所			#DIV/0!		#DIV/0!
7	通所系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
8	訪問系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
9	その他（相談系等）			#DIV/0!		#DIV/0!
10	合計	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!

（注 1）施設数は全て実数のみ記入してください。（延べ数の記載は必要ありません。）

（注 2）計画対象施設数の合計は、集中的検査計画の対象施設数と一致させてください。

（注 3）申込率・実施率は自動計算のため、記入は不要です。

（注 4）月末の状況を翌月 10 日（4 月分は 5 月 14 日）までに提出してください。